

九条俳句訴訟 経過と争点

石川智士（九条俳句弁護団事務局次長・弁護士）

0 全国的な「中立性お化け」, 「付度」の蔓延

新座市慰安婦パネル展拒否, 姫路市駅前集集中止（「アベ政治を許さない」）, あきる野市公民館サークル会報配架拒否（「戦争法案」の文言）, 海老名市マネキンフラッシュモブ, etc

第1 概要

1 事案 ～「梅雨空に 『九条守れ』の 女性デモ」

①三橋公民館（さいたま市）が発行している「公民館だより」という媒体に, ②三橋俳句会という「市民サークル」にスペースを開放して, 3年8月と長期にわたって俳句掲載を継続させている状況において, ③三橋公民館が, 市民の俳句の内容に着目して特定俳句の掲載を拒否した。

2 基本的な事実経過

(1) 経過

H10 頃 三橋公民館主催の俳句講座 → 三橋地区住民約 20 名による俳句サークル結成

H22.10 三橋公民館から句会に対し, 句会で選出された一句を公民館だよりに掲載することを申し出。句会承諾

H22.11～H26.6 句会が選出した俳句が例外なく公民館だよりに掲載

H26.6.24 句会「梅雨空に 『九条守れ』の 女性デモ」を秀句として選出

（主宰が選出した中で最多の 9 票を獲得）→ 代表代行が公民館に提出

6.25 公民館職員から代表代行に TEL

「掲載できない」「世論を二分するテーマ」「公民館の考えと思われる」

(2) 不掲載理由の変遷

H26.7.3 ①「公民館は特定の政党の利害に関する事業を行うことは禁止」（社教法 23）,

②「国内世論が大きく分かれているものは広告掲載を行わない」との法令（さいたま市広告掲載基準）を参考にした（文書回答）

H26.7～9 「他の俳句は掲載できるが, 本件俳句は掲載しない」

H26.12.10 7月の理由を撤回, 「公平中立の立場であるべきとの観点」（文書回答）

第2 訴訟の経過（「九条俳句」市民応援団 HP（<http://9jo-haiku.com/>）参照）

1 原告 2015.6.25 提訴

(1) 主張

ア 原告の請求

①不掲載にした原告の俳句を, 公民館だよりに掲載すること（給付訴訟）

∵合意（公民館・公民館だよりの社教法上の性質等を加味）の不履行に基づく掲載の請求

②原告の俳句を不掲載にしたことに対する損害賠償（国家賠償請求）

∵5つの権利侵害（学習権, 表現の自由, 掲載される権利, 人格権, 公の施設利用権）

イ 準備書面

(1)公民館だよりの位置付け, 5つの権利侵害, (2)(3)掲載請求権, (4)社教法 23, (5)三橋公民館だよりの実態, (6)表現の自由, (7)憲法訴訟としての位置付け, (8)公の施設利用権, (9)公平

中立は正当化根拠とならない, (10)公運審尊重義務, (11)掲載請求権, (12)学習権, (13)まとめ, (14)掲載請求権, 【最終書面】(15)まとめ・証人尋問結果, (16)掲載請求権, (17)学習権・人格権, (18)表現の自由
*佐藤一子補佐人陳述

(2) 立証

学者意見書4本(堀尾輝久「市民の学習権と社会教育」, 姉崎洋一「学習権保障と公民館」, 長澤成次「公民館だよりと地域住民の学習権保障」, 右崎正博『公民館だより』への九条俳句不掲載と表現の自由), 学者陳述書2本(佐藤一子, 安藤聡彦)。その他書証。

2 被告

答弁書, 準備書面(1)被告適格, (2)掲載請求権に引きつけた議論, (3)公民館長の裁量権, (4)公民館だよりの発行編集権限は教育長(社教法5⑩), (5)公民館だよりは公民館の事業を広報する役割を担うもので, 学習成果の発表の場でも意見交換の場でもない, (6), (7)公民館だよりの発行編集権限(教育委員会から教育長への事務の委任→教育長の権限に属する事務の専決), (8)公運審におけるさいたま市の対応に違法性はない, (9)【最終書面】

3 尋問

句会代表代行, 三橋公民館職員, 三橋公民館長, 桜木(拠点)公民館長, 安藤先生, 原告本人

第3 争点

1 掲載請求

(1) 合意の権限

三橋公民館長に法律上の権限(社教法27Ⅱ), 慣行上の専決権限

(2) 誰が合意をしたか

三橋公民館長

(3) 合意内容

公民館だよりに掲載する俳句の選定方法は俳句会に一任, 公民館側は俳句の内容に条件を付さない。

2 学習権, 人格的利益

(1) 公民館の性質

住民の社会教育(自己教育相互学習)のための場としての, 社会教育施設(社教法20等)・機関(地教行法30)

(2) 公民館職員の義務

社会教育関係団体に対する不干渉(社教法12), 命令監督してはならない義務(社教法9条の3), 公正義務(船橋図書館最高裁判決参照。地自法244条, 社教法等)

(3) 被侵害権利・利益の内容

(学習権・人格権としての)公民館だよりにおいて発表する権利・利益, 社会教育(学習)の自由

3 表現の自由

4 その他

以上